

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月6日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第83号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「25日」を「21日」に改め、同項第2号中「15日」を「21日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第7条第1項第1号の改正規定は令和5年4月1日から、同項第2号の改正規定は令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項第2号の規定は、令和5年3月以後の月分の報酬について適用し、同月前の月分の報酬については、なお従前の例による。

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月15日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第84号

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市国民健康保険新型コロナウイルス感染症の感染に係る傷病手当金の支給に関する規則（令和2年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第85号

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する
規則

伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則
第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	141,300	198,500	234,400	266,000
	2	142,400	200,300	236,000	267,700
	3	143,500	202,100	237,500	269,200
	4	144,600	203,900	239,000	271,000
	5	145,700	205,400	240,300	272,700
	6	146,800	207,200	241,900	274,500
	7	147,900	209,000	243,400	276,300
	8	149,000	210,800	244,900	278,300
	9	150,100	212,400	246,000	280,200
	10	151,200	214,200	247,500	282,200
	11	152,400	216,000	249,000	284,100
	12	153,500	217,800	250,300	286,000

13	154,600	219,200	251,800	287,900
14	155,700	221,000	253,000	289,700
15	156,800	222,700	254,300	291,200
16	157,900	224,500	255,500	292,600
17	158,900	226,100	256,800	294,400
18	160,300	227,800	258,200	296,400
19	161,600	229,400	259,600	298,500
20	162,900	230,900	261,100	300,500
21	164,100	232,200	262,700	302,400
22	165,600	233,800	264,400	304,500
23	167,100	235,400	266,000	306,500
24	168,700	236,900	267,600	308,600
25	169,800	237,900	269,400	310,300
26	171,200	239,400	271,200	312,400
27	172,600	240,700	272,900	314,400
28	174,000	241,900	274,600	316,400
29	175,300	243,100	276,200	318,100
30	177,800	244,100	277,900	320,100
31	180,300	245,100	279,700	322,200
32	182,800	246,100	281,200	324,300
33	185,200	247,200	282,400	325,500
34	186,900	248,100	284,100	327,500
35	188,500	249,000	285,700	329,400
36	190,200	250,000	287,400	331,500
37	191,700	250,900	289,000	333,400
38	193,400	252,200	290,700	335,300
39	195,200	253,400	292,500	337,300

40	196,900	254,700	294,300	339,200
41	198,500	256,000	295,800	341,100
42	199,900	257,400	297,500	343,000
43	201,400	258,600	299,000	344,800
44	202,900	259,800	300,600	346,700
45	204,200	260,900	302,200	348,200
46	205,500	262,100	303,900	349,600
47	206,700	263,400	305,500	351,100
48	208,000	264,500	307,200	352,600
49	209,300	265,600	308,100	354,200
50	210,600	266,600	309,600	355,000
51	211,900	267,800	311,100	356,200
52	213,200	268,900	312,700	357,200
53	214,300	269,900	314,300	358,100
54	215,600	270,900	315,900	359,200
55	216,900	272,000	317,500	360,100
56	218,200	273,100	319,000	361,200
57	219,200	274,000	320,500	362,100
58	220,300	275,000	321,700	362,800
59	221,300	275,900	322,900	363,500
60	222,300	277,000	324,100	364,200
61	223,300	278,100	324,800	364,600
62	224,200	279,100	325,700	365,200
63	225,100	280,000	326,500	365,900
64	226,000	281,000	327,300	366,600
65	226,300	281,500	328,200	366,900
66	227,100	282,400	328,600	367,600

67	227,800	283,100	329,300	368,300
68	228,500	284,000	330,100	369,000
69	229,200	285,000	330,900	369,300
70	230,000	285,800	331,600	369,900
71	230,700	286,600	332,300	370,600
72	231,300	287,400	333,000	371,200
73	231,900	288,200	333,500	371,500
74	232,500	288,700	334,100	372,100
75	233,100	289,100	334,600	372,800
76	233,800	289,600	335,200	373,400
77	234,500	289,800	335,500	373,800
78	235,100	290,100	336,000	374,300
79	235,600	290,300	336,400	374,900
80	236,300	290,700	336,900	375,400
81	237,000	290,900	337,300	375,900
82	237,600	291,100	337,800	376,500
83	238,200	291,500	338,300	377,000
84	238,700	291,800	338,800	377,300
85	239,300	292,100	339,100	377,700
86	240,000	292,400	339,500	378,200
87	240,700	292,700	340,000	378,600
88	241,200	293,100	340,400	379,000
89	241,700	293,400	340,700	379,400
90	242,300	293,800	341,100	379,900
91	242,900	294,100	341,600	380,300
92	243,400	294,500	342,000	380,700
93	243,900	294,700	342,200	381,000

94	244,500	294,900	342,600
95	245,100	295,200	343,100
96	245,600	295,600	343,500
97	246,100	295,800	343,700
98	246,600	296,100	344,100
99	246,900	296,500	344,500
100	247,300	296,900	344,800
101	247,600	297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	

	121		303,100		
	122		303,300		
	123		303,600		
	124		303,900		
	125		304,200		
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新規則」という。）は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第86号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 令和5年3月31日までの間、第3条の規定の適用については、別表第1中「給与条例」とあるのは「伊賀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年伊賀市条例第 号）による改正前の給与条例」とし、「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とあるのは「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（令和4年伊賀市規則第 号）による改正前の伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則」とする。

別表第1中「会計年度任用職員行政職給料表」を「給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における再任用職員以外の職員のうち職務の級が1級及び2級の給料表」に、「会計年度任用職員現業職給料表」を「伊賀市現業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成16年伊賀市規則第60号）第3条に規定する現業職給料表における再任用職員以外の職員のうち職務の級が1級の給料表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第87号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 地域福祉計画推進委員会委員の項の次に次のように加える。

障がい者地域自立支援協議会委員	日額	6,000円
-----------------	----	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第88号

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市農林関係土木事業分担金徴収条例施行規則（令和3年伊賀市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表土地改良事業の部県営事業の款基幹農業水利施設ストックマネジメント事業の項中「100分の12.5」を「100分の10.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市規則第89号

伊賀市介護保険規則の一部を改正する規則

伊賀市介護保険規則（平成16年伊賀市規則第142号）の一部を次のように改正する。

様式第18号中「下さい」を「ください」に、

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目 (番号に○)	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金						
			2 当座預金						
			3 その他						
	フリガナ								
口座名義人									

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する								
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目 (番号に○)	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金						

					2当座預金						
					3その他						
	フリガナ										
口座名義人											

提出事業者		提出者	
-------	--	-----	--

に改める。

様式第 28 号中

口座振 込依頼 欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目 (番号に○)	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	
			3 その他	
	フリガナ			
口座名義人				

を

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録 いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する			
口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目 (番号に ○)	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金	
			2 当座預金	

					3その他						
	フリガナ										
	口座名義人										

に改める。

様式第 29 号中

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金								
			2 当座預金								
			3 その他								
	フリガナ										
口座名義人											

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する										
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金								
			2 当座預金								
			3 その他								
	フリガナ										
口座名義人											

に改める。

様式第 33 号中「下さい」を「ください」に、

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 農協				本店 支店 出張所			種目	口座番号					
	金融機関コード				店舗コード			1 普通預金						
								2 当座預金						
								3 その他						
	フリガナ													
口座名義人														

受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する													
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 農協				本店 支店 出張所			種目	口座番号					
	金融機関コード				店舗コード			1 普通預金						
								2 当座預金						
								3 その他						
	フリガナ													
口座名義人														

に改める。

様式第 60 号中「申請者が被保険者本人」の次に「又は世帯の生計を主として維持する人」を加え、

被 保 険 者	被保険者番号																	
	個人番号																	
	フリガナ																	
	氏名																	
	生年月日	明治・大正・昭和					年	月	日									
	住所	〒																
電話番号																		

を

	被保険者	世帯の生計を主として維持する人
被保険者番号		
個人番号		
フリガナ		
氏名	(本人との関係)	
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	〒	〒
	電話番号 - -	電話番号 - -

※ 世帯の生計を主として維持する人が被保険者本人の場合、氏名のみ記載

納付の方法	特別徴収 ・ 普通徴収
納期	年度 第 期 (月) ~ 第 期 (月)
保険料額	円

に改める。

様式第 65 号を次のように改める。

【様式第 65 号】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第18号、様式第27号から様式第29号まで、様式第33号、様式第60号、様式第65号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第90号

伊賀市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市営住宅管理条例施行規則（平成16年伊賀市規則第175号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「市営住宅入居者」を「市営住宅への入居を承認された者」に、「入居者」を「入居決定者」に改め、同条第2号中「入居者」を「入居決定者」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第2条第2項中「入居者」を「入居決定者」に改める。

第15条の見出し中「様式」を「提示」に改め、同条中「の規定により、市営住宅」を「に規定する市営住宅」に改め、「の身分証明」を削り、「様式第14号によるものとする」を「実地検査証（様式第15号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「より」を「よる」に改め、「をしようとする者」及び「様式第13号による」を削り、「を市長に提出しなければならない」を「（様式第14号）によるものとする」に改め、同条を第15条とする。

第13条を削る。

第12条の見出し中「模様替」を「模様替え」に改め、同条第1項中「第26条第1項の規定により、市長が市営住宅」を「第26条第1項ただし書に規定する市長の承認は、市営住宅」に、「を承認する場合は、次に定める」を「が次に掲げる」に改め、「もの」の次に「である場合」を加え、同項第1号中「模様替えは、市営住宅」を「市営住宅」に、「もので」を「模様替えで」に改め、同項第2号中「増築は、次」を「次に、「もので」を「増築で」に改め、同号ア中「物置で増築面積は」を「増築面積が」に、「とする。」を「の物置の増築」に改め、同号イ中「その他特に」を「アに掲げるもののほか、特に」に改め、同条第2項中「前項の規定により模様替え又は増築しようとする者」を「入居者は、条例

第 26 条第 1 項ただし書に規定する市長の承認を得ようとするとき」に、「様式第 11 号による」を削り、「を市長に提出して、承認を得」を「(様式第 13 号) により市長に申請し」に改め、同条を第 14 条とする。

第 11 条第 1 項中「の規定により、市長が市営住宅の一部を他の用途に併用する事を承認する場合」を「に規定する市長の承認」に改め、同条第 2 項中「前項により入居者が市営住宅を他の用途に併用し」を「入居者は、条例第 25 条ただし書に規定する市長の承認を得」に改め、「様式第 10 号による」を削り、「を市長に提出して、承認を得」を「(様式第 12 号) により市長に申請し」に改め、同条を第 13 条とする。

第 10 条を削る。

第 9 条中「入居者は、条例」を「条例」に、「の規定により 1 か月以上当該市営住宅を使用しないとき」を「に規定する届出」に改め、「様式第 8 号による」を削り、「を市長に提出しなければならない」を「(様式第 11 号) によるものとする」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条中「入居者」を「市営住宅の入居者 (以下「入居者」という。)」に、「条例第 19 条の規定により」を「その入居する市営住宅に」に改め、「様式第 7 号による」を削り、「を提出し」を「(様式第 10 号) を市長に提出し」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条中「より」を「よる」に改め、「の延納」の次に「の承認」を加え、「様式第 6 号による」を削り、「市営住宅使用料延納 (減免) 承認申請書」の次に「(様式第 9 号)」を加え、「提出し」を「申請し」に改め、同条を第 10 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(収入申告書)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項の規定による収入の申告は、収入申告書 (様式第 8 号) によるものとする。

第 6 条の見出しを「(入居承継申請書)」に改め、同条中「により入居の承継の承認を申請するとき」を「による申請」に改め、「様式第 5 号による」を削り、「を提出しなければならない」を「(様式第 7 号) によるものとする」に改め、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(同居者の承認申請等)

第 7 条 入居者は、条例第 11 条第 1 項に規定する市長の承認を受けようとするときは、市営住宅同居承認申請書 (様式第 5 号) により市長に申請しなければならない。

2 条例第 11 条第 3 項の規定による届出は、市営住宅同居者異動届出書 (様式第 6 号) に

よるものとする。

第5条を削る。

第4条の見出し中「変更」の次に「の届出」を加え、同条第1項中「より」の次に「改めて」を加え、「変更する」を「立てる」に改め、「様式第3号による」を削り、「を提出し」を「(様式第4号)により市長に届け出」に改め、同条第2項中「届出書」を「規定による届出」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「住宅使用料月額」を「当該市営住宅の使用料月額」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(連帯保証人の連署を必要としない特別の事情があると認める者等)

第4条 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を必要としない特別の事情があると認める者は、入居の際に次の各号のいずれかに該当する入居決定者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)であって、市営住宅の使用料の代理納付に同意するもの

(2) 75歳以上の単身である者

(3) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第29号に規定する特別障害者であって、単身であるもの

(4) 被災者(災害(地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象及び火災をいう。)により住宅を滅失した者をいう。)

(5) DV被害者(条例第5条第2項第8号に掲げる者及び配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者をいう。)

2 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を1人の連帯保証人によるものとする特別の事情があると認める者は、入居の際に次の各号のいずれかに該当する入居決定者(前項各号に該当する者を除く。)とする。

(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

(2) 条例第5条第2項各号(第8号を除く。)に掲げる者(第5号に掲げる者のうち被保護者を除く。)

3 前2項の規定により特別の事情があると認める者であっても、住み替え又は入居承継の承認を受ける者であって、当該承認の時に家賃等の滞納があるものについては、請書

への連帯保証人の連署は、連帯保証人2人によるものとする。

(緊急連絡先となる者の届出)

第5条 条例第9条第2項の規定により請書への連帯保証人の連署を必要としないこととされた者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者(以下この条において「緊急連絡先となる者」という。)を定め、緊急連絡先届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付するものとする。

様式第2号から様式第14号までを次のように改める。

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

【様式第6号】

【様式第7号】

【様式第8号】

【様式第9号】

【様式第10号】

【様式第11号】

【様式第12号】

【様式第13号】

【様式第14号】

様式第14号の次に次の1様式を加える。

【様式第15号】

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。